

平成20年第4回足寄町議会  
予算審査特別委員会(第2号)

平成20年12月11日(木曜日)

出席委員(14名)

1番 星 孝道君	2番 榊原深雪君
3番 島田政典君	4番 井脇昌美君
5番 木村明雄君	6番 川上初太郎君
7番 熊澤芳潔君	8番 高橋幸雄君
9番 矢野利恵子君	10番 谷口二郎君
11番 後藤次雄君	12番 大久保優君
13番 高道洋子君	14番 菊地一将君

欠席委員(0名)

法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	安久津勝彦君
足寄町教育委員会委員長	星崎隆雄君
足寄町農業委員会会長	阿部正則君
足寄町代表監査委員	星野喜美男君

足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	田中幸壽君
総務課長	大塚博正君
福祉課長	藤原茂君
住民課長	大竹口暁己君
経済課長	鈴木泉君
建設課長	中鉢武美君
建設課参事	松永恒君
会計管理者	堀井昭治君
国民健康保険病院事務長	高田安春君

教育委員会教育委員長の委任を受けて説明のため出席した者

教育長	加藤和弘君
教育次長	森和治君

職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	村尾誠一君
事務局次長	西東文雄君
総務担当主査	山田弘幸君

午前10時07分 開議

開議宣告

委員長（谷口二郎君） それでは、これより、昨日に引き続き予算審査特別委員会を開催をいたします。

議案第98号

委員長（谷口二郎君） では、続いて総括、続けます。

8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） それでは、お尋ねいたします。

今回の補正提案で財産管理費の28節支出がありますが、額は少額ですが、この内容等について御説明をいただきたいと同時に、この種の基金の関係ですね、財務状況試算、ともにひとつ御説明をいただきたいと思えます。

委員長（谷口二郎君） 暫時休憩をいたします。

午前10時09分 休憩

午前10時12分 再開

委員長（谷口二郎君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

総務課長、答弁。

総務課長（大塚博正君） 繰出金の関係で見えております土地開発基金の繰出金6万5,000円につきましては、銀河線、旧鉄道用地を取得いたしまして、基金管理で取得したものと一般会計で取得したものの用地ということがありまして、基金管理で取得したものにつきましては駅周辺の用地、これから利活用を含めて基金で取得し、資金的に有効に活用するという観点から基金で購入したということでありまして、その中で一部、今後の利用計画というのもきちっとこれからも立てていかなければいけないところでございますけれども、それに先立ちまして、一部農協と、用地で駐車場が手狭になっていると、それから国道拡幅の工事等で事務所やら店舗等の出入り等が大変で、職員等もばらついて駐

車をしているということがあって、Aコープ裏側の鉄道地続き用地を貸していただけないかということの農協の方からも申し入れ等がありまして、その土地について、現実、今後活用するまでの間は、今のところ利用計画が明確でないという中で、一時使用しても現状では差し支えないだろうということで、農協の方の職員の用としての駐車場ということで貸し付けた用地で、その代金の補正をお願いして、それを基金に積み立てるといような状況での補正内容となっております。

土地開発基金の状況でございますけれども、19年末で土地としましては2万7,521平米ほど、土地として所有してございまして、現金では1,462万8,000円の所有ということで、その中から運用によります利息の運用ですとか、また、今申し上げましたような土地の利用の状況等によりまして、20年末、本年度末では、土地等については動きはないんでありますけれども、現金としては1,476万5,000円ぐらいの保有になろうかなと思っております。

土地の評価的な、評価といいますか、銀河線から買ったというようなものがございまして、价格的に直せば、基金としては2億1,900万円程度の価値としては所有しているというような簿価的にはとらえております。

以上でございます。

委員長（谷口二郎君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） これは当然歳入で同額見込まれて、ただいま28節補正予算の関係なんですけども、これちょっと私の記憶があいまいさがあるんですけども、今、農協に貸し出している土地も、今の基金対応で全部、神社前通まで全部取得したということでしたでしょうか。その辺ちょっと確認した上で、また再度お尋ねをしたいと思えますが、いかがですか。

委員長（谷口二郎君） 総務課長、答弁。  
総務課長（大塚博正君） お答え申し上げます。

ます。

基金で取得いたしましたのは、今、議員おっしゃられましたところから、北側につきましては岡崎さんですか道路、要は道路道路幅で大体基金で購入しております。

委員長（谷口二郎君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） 私の思考を再確認しました。そのように認識しておったんですが、これはあれですよ、土地開発基金は、執行権の範疇内で非常にフリーハンド的にやれる可能性があるんですよ。特別の予算化が必要ございませんのでね。

それだけに、我々はやっぱり、監査委員はもちろんのことです、我々議会議員としても一定のね、どういう形でチェックしていくかということが非常に肝要かなと思って常日ごろ臨んでいるところなんですけども、ただ、今まで私の経験則からいって、路線名は避けさせていただきたいと思いますが、市街地の中で事業展開上やむにやまれず例えば移転補償費なんていうことで出しますとね、基金対応では、財産が残りにませんので、できないことなんですよね、そういうことは。物がなけりゃ。お金が財産がなけりゃできないという性格なものなんです。

だから今、総務課長が御答弁したように、基金運用の中で財産として残るか現金として残るか、そして最終的に、その財産が行政執行上特定の事業によって取得をされて現金に変わっていくというこういう形になる関係でね、だから、したがって補償費めいたものを出すと財産が残りにませんのでね、普通は。

しかしながら、執行機関のフリーハンド的な執行が可能のために、相当もう時効も時効、もう二十数年前の話になりますけど、私もそういうことを指摘した経過、担当課課長に対してね、好ましくない。

そういう一面からいきますれば、もし財産があっても、適切な今課長が答弁した範疇内、つまり土地開発基金でいって駅前関連の周辺整備を一定の交付金事業等もろもろ政策

的に事業等やるけど、今度利権がありますからね、今の公営住宅の営林署跡地と同じようなね、そういう一つの行政としての財政有為の手法なんですね。

そこで、私がここで再度お尋ねしたいのは、原則的にはそうなんですけど、やっぱり非原則的なこともね、中には簿価と実際に合わないようなものはやっぱり速やかに消していくべきだなと、消していくべきだなと。

その辺はなるべく早い速やかにね、少なくともやっぱり時の為政者が執行してる間にそういう状況がもしあったとすれば、あったとすれば、それはそれできちっと整理かけていくべきだなと、4年間なら4年間の中でそういうやっぱり行政努力は私はすべきだなと、このように認識してるんですが、その辺についてのお考え方、当然そういうことだろうと思いますけど、いかがでしょうか。

委員長（谷口二郎君） 総務課長、答弁。

総務課長（大塚博正君） 土地開発基金の財産のあり方についてでございますけれども、当然、一定程度の目的を持って先行取得するわけでございますから、土地開発基金の要素からいまして。

ですから早急に、以前にも高橋さんから御指摘いただきましたけれども、駅周辺に絡めて先行取得した用地と、それからそのほかの鉄道用地と、明確に目的をはっきりさせて処分すべきという御指摘もいただいて、それも十分私ももともとらまえてこれからも進むということしておりますので、今後、駅周辺の今現在まちづくり交付金等で事業を実施しておりますが、そういった事業計画が一定程度見えてきた中ですとか、また、その周辺の整理というものも早急に計画を立てながら、基金の方の財産についても、一定程度早目にそういった計画を立て処分していくというような方向で進んでいきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

委員長（谷口二郎君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） 了解しました。

次に移ります。けさちょっと朝9時前には来てたんですけども、いろいろ住民の方の御不幸があったりね、コンセンサスを得る時間が、そちらの方にとってちょっとコンセンサス得れないために、ちょっと総括質疑をあえてさせていただいてますことを御了解をいただきたいと存じます。

次に、衛生費の19節予算、これは当然公営企業、病院の関係なんですけどね、今回の予算措置と、それと今回交付税措置、歳入で交付税措置は予算措置はないんですが、ないんですが、一般質問等の中で、今回の交付税の特交等の新聞報道の国の予算決定がね、病院との関係、また一般質問との関連の中で御答弁されていましたがね、この辺との絡みの中で歳入との関連からいきますればね、恐らく今後補正という当然なりますね、当該年度に。そういうことも含めてひとつ御答弁をいただきたいと存じます。

委員長（谷口二郎君） 病院事務長、答弁。

病院事務長（高田安春君） それでは私の方から、歳入の交付税につきましては、後ほど総務課長の方から答弁があると思いますが、病院の現状とといいますか、経営状況について若干御説明をさせていただきます。

4月にお医者さんがかわりまして、4人のところ3人がかわりまして、入院患者数も大幅に減となっております。例として申し上げます、外科の入院患者がゼロというような状況で、3月の平均入院患者数も20名台ということになりまして、入院収益も大幅に減少する見込みとなっております。

その後、議会の御議決もいただきまして、看護体15対1をとることができまして、きょう現在、入院患者数は51名入院してございまして、入院につきましては、やや当初予定している程度から若干減りますけれども、一定程度の収益が見込まれるというような状況となっております。

ただ、外来収益につきましては患者数の減、この減につきましては、お医者さんがか

わったということも一つございましょうし、4月から後期高齢者の保険が導入されまして、今、個人負担金も若干ふえたということもあり、そういった影響も考えられますし、また、4月から薬剤の長期投与が比較的容易になったということで、同一の患者さんが、例えば月に1回来ていた患者さんが最大90日まで薬が投与できるというようなことになりまして、おいでいただく回数も減ったということで、全体的に外来の数が減ってございます。

そんなことで見通しとしましては、現在のところ、予算とはちょっと隔たりが出てまいりますけれども、私どもの試算で、今後入院患者が大体45名程度確保できれば、年度の欠損は大体9,000万程度ということになるのかなと、9,000万前後と。

ただ、今現在51名入院しておりますので、この状況が続けば、もう少しよくなるかなと思いますけれども、私の方で考えているのは、大体そういった状況でことしの病院運営がなされていくのではないかと考えております。

以上でございます。

委員長（谷口二郎君） 総務課長、答弁君。

総務課長（大塚博正君） 交付税の関係でお答えをさせていただきますが、特別交付税、御案内のように足寄町、大幅な伸びというような中での報道発表等確定をしたわけでございますけれども、大きな要因といたしまして、先日もお答えしておりますが、有害駆除対策の鹿柵の事業が新たに加わったということでの要因が大きいものがございます。

それと、病院の健全化計画を立てていく中における支援的なものということでの要素としても1,700万程度、病院に対しての特別交付税は算入されてございます。

あと、細かくはございますけれども、あとまた3月交付等によってまだ未確定のものがございまして、特別交付税、情報入ったばかりでございます、今回は補正予算は

いじっていないというのが現状でございます。

なおまた、普通交付税につきましては、今のところ確定しておりますのが37億9,800万ということで、全額ほぼ予算を計上させていただいておりますが、再算定と、それから全国調整等の中で、若干でございますけれども、まだ350万程度留保財源がある程度ということで、普通交付税につきましては、前回の9月補正の段階でも、満額に近い計上をさせていただいておりますので、特にこの交付税における留保財源的な今後の要素というのは見込めない状況の予算編成となっております。よろしくお願いいたします。

委員長（谷口二郎君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） この19節予算で病院の事務長が答弁に立つなんて思っておりませんでしたので、また企業会計の中で若干触れさせていただきたいと存じますけど、このことはあれですね、他の総括質疑の中で私申し上げた、予算審議も含めて申し上げた経過の中で、今、病院がやっとドクターが固定されてね、そして我々もやっぱりきちっと静観をし、その推移を見守りつついくというそういう判断が、我々として今現段階でとる政治的なスタンスかなという思いもあるんですよ。

したがって、重箱の隅を突つような議論は私は毛頭望んでませんし、また、するべきでないのかなと、同僚議員ともそんなお話をしてるんですよ。

そこで、今まず事務長がそこに立つと思いませんでしたけども、せっかく御答弁いただいたんで、企業会計の中でそのことについてはまたちょっと触れさせていただきたいと思しますので、今回の一般会計総括質疑にはふさわしくないと思しますので、あえて言及をいたしません。

ただ、今現段階の一般会計の補正予算で19節予算で、私はやっぱり一番肝要なのは、

この19節予算が公営企業の医業外収益と医業収益、医業収益のその他収益、それから義務的経費とその分ね、義務的経費、公共団体が病院を設置して例えば緊急の医療の問題とか、それから政策的なこともありますし、うちの場合のは当初から。そういうこととか、ランニングコストを十分に割るのに、病院の不採算性わかって、当初のスタート時点からそういうこともありましょしね、もちろん緊急医療は法的な問題ももちろんありますし、それから今の国がつかまえてる不採算地区、一定の病床の関係、私はやっぱりここで明らかにすべきだと思うんですね。

一般町民の前に、いや、病院は自律プランで3億4,700万べったりこんではないけども、一応全体の普通会計のシミュレーション数字の中に出してるよと、その許容は当然もうオーケー、オーケーというそういうような表現が適切かどうかは、案と一定の折り込み済みと。

しかしながらね、しかしながら、今やっぱり一定の公共団体の義務的経費ではどういうことになってるんだ、そのために国からどうなってるんだ、本当にただ単独病院経営のために公共団体として純粋に政策的に保管している数字は幾らなんだということね、この辺やっぱりめり張りつけるべきだと思うんですね。同じ負担するんであっても。

すべてがおんぶに抱っこみたいな形でやってるんだなんて、そういう印象は与えては町民の皆さんにもいけないし、職員もそんな卑屈になることはございません、職員の方にもね。私はやっぱり今これだけ診療科目の標榜とする診療科目が、足寄町町立病院設置以来初めての状況でいって、私は今一番大事な局面かな。

過般の総括質疑の中の人的問題の話しました。例えば病院の院長あたりとずっと、歴代院長とも、今でも前院長から転勤のたびに、はがきいただいてあるんですけども、だから一つ言えることは、やっと赴任のとき事務長が行ったとき、もう行ったらすぐ途端にいな

くなって人事で動いたってね、これはやっぱり頼るべき人間がいなくなるんですね、唯一面積のある者が。

例えば町長だって、総務省でも中央省庁へ行ったとき、1人でも職員が、審議官1人でもわかってるといのは非常に心強いですよ。そういう種のもので経験則から申し上げてるんですけどね、そのこともやっぱりロボット社会の中でマシンのメカニズムの中で動いているものと違うわけですからね。

病院がこういう状況になってから、マスコミやありとあらゆる資料を取り寄せて、ドクターが不足すると言われながらも、優良な病院経営をしながら研修医もきちっと確保できているという病院の事例が相当数、私なりに研修してるんですね。

そういうとこをじっと見てみますとね、医療法改正に伴って一定の看護師の問題とか、いろんな大きな問題たくさんありますけども、ただ一つ明らかにしておかなきゃならんのは、それはそれで専門部署の中で皆さんに執行に御期待申し上げたいと思うんですけど、ただ、一つは財政問題上ね、これだけ予算措置、予算補正を通じてやっぱりこれは明らかにすべきかな。

ただ、今回この不採算地区で516万4,000円補正してあったからね、そんな救急医療で2,243万4,000円補正したって、ただこれだけでなく、トータル的にどういふことで設置者の町として住民の医療を守るために一定の予算措置だよと、その数値たるものはこういう中身なんですと、本当に町民に御負担かけて病院の医療を守ってるのはこの財政数値なんですよということを私はやっぱり明らかに私すべきだと思うんですね。このことがやっぱり開かれた行政であり、町民の目線に立ってオープンな状況かなと、このように思うんですが、まあ数字はまた後ほどで結構です。

なかなかそう、私はいつも思うんですよ、総括質疑をやるときに、総括質疑をやるときに、あの参議院、衆議院、こう組み合わせ

も、あの総括質疑やるときに全部事前通告制ですからね、したがって、答弁者も例えば日銀副総裁とか指定しますね。

この総括質疑、地方議会では全くないわけですから、だから予算に全く関連のないことをお尋ねされたら、やっぱり一定の会議も空転いたしますし、即答弁できないこととうございますよね。私はそれを基本として常に考えながらお尋ねをさせていただいてるんですがね、私は今回の補正についても、したがって、その辺の数字もきちっとやっぱりめり張りつけて出すべきだと。

そして、今12月定例会補正なもんですから、あと当該年度、臨時会あるいは3定、3月定例会に平成20年度予算の見込みということありますよね。病院の経営ということで今病院の事務長いろいろと申し上げましたよね。そういうことも含めてどうなっていくのかということぐらいはやっぱりお示しするのが責務かなと、このように思うんですが、いかがでしょうか。

委員長（谷口二郎君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

正確な数字といいますが、細かなところは除きまして、一般会計の方から病院への繰出金のことも含めて大まかなお話をさせていただきまして、平成19年度の決算時点では、一般会計からの繰出金というのは3億9,700万、それ以前というのは、大体3億から3億2~3,000万、これずっとそういう形で推移をしてきたと。

その中であっていわゆる国から来るお金、交付税も含めて約大体1億2,000万ぐらいで推移をしてきたということでありまして。そういう意味でいきますと、引き算をしますと実質2億8,000万から3億程度ということで、その年によって違うということとうございます。

そこで今年度、平成20年度、これは平成19年度が3億9,000万という大きな繰出金になりました。これは先ほども事務長が

お話ししたとおり、診療報酬の改定等々ございまして大幅に1億近い減収になったと、8,000万程度の減収になったということもあったということでございます。

そんな経過を踏まえながら今年度、お医者さんの入れかえ等々、あるいは入院患者さんが減ったということで、ある意味マイナス要因が重なってきておりました。今現在、今回お願いしている補正の段階で繰出金の総額というのは、これまたさらに1億上回って4億9,300万という状況になっているということでございます。

ですから、当然これは屋台骨の町の方の一般会計がこれがもう崩壊するなんていうことにはなりませんから、本当に天井知らずで繰り出しなんていうことにはならないと、これは認識はしているところでございます。

ただ、途中経過としては、本当に約5億円の繰り出し、これは極めて大きな状況になっているな。

ただ、ここに来て、これまでも行政報告等々で経過報告させていただいてますけれども、今まではマイナス要因ばかりでありましたけれども、ここに来て15対1を何とかとることができた、あるいは眼科も開設することができたというようなことも含めて、これから少しプラス要因があるのかなと、こんな期待もしております。

また、あわせて、これは国に対しても、こういったとりわけ私もみたいな田舎の地方の公立病院、これに対する財政措置なんかも強力をお願いをしているところでございます。

そこのところ先ほど総務課長から答弁したとおり、今回の特交の部分がそのことなのか、そうじゃなくて従来どおりのことなのか、これもまだちょっと細かく分析はできておりません。もっと言えば、3月の最終的にどうなるのかということもあります。

いずれにしても、議員御指摘のとおり、そこから辺の財政的な見通しも含めて、しっかり検討しなくちゃいけないというふうに思っ

ております。

また、あわせて、これも御案内のとおり、今、総務省からも含めて病院の将来の経営も含めたこれは単なる経営改善じゃなくて、場合によっては運営方式の見直し、あるいは場合によっては、一例を挙げますと、過去3年間、ベッドの稼働率が70%以下であれば、診療所化も検討すれというこういう具体的な指示も含めて、この改革プランをつくれというこういう指示も来てますし、目下そのことも作業中でございます。

今現在、まだ私の考え方としては、運営方式についても、これはやっぱりしっかりと議論する必要があるなというふうに思っております。これはまた議会にも、ある程度構想が固まった段階では相談をさせてもらなきゃいけないというふうに思ってます。

なぜそんなこと言うかといいますと、一つは、実は今現在、うちの病院では透析はやってないんですね。この透析の患者さん、今12~3名ですかね、正確な数字はちょっとあれですけども、今これは本別の国保病院と連携とらさせていただいて、曜日を決めて足寄の患者さんを受け入れをしていただいているということをご数年ずっとやっております。

当然その支援としては、うちは足の確保だとか、そういったこともやっておりますけれども、実は本別の方から、実はこういう申し入れがありました。実はもう本別も、今の透析のベッド数からいくと限界に近づいてると、足寄どうすると。

もろん足寄受け入れしてますから、仮に、仮に足寄の病院でその透析をするということであれば、本別の方としても技術的なことも含めて協力しますよと、こういうようなお話もいただきました。仮に足寄でもしできないということであれば、本別はまたこれ増床ということも検討しなくちゃいけないというこんなお話もいただきました。

そんなことも含めて、これはまだまだそのお話の国の改革プランの関係もありますけれ

ども、これから本当に真剣に、遅いといえば遅いかもかもしれませんけれども、真剣に議論していかなくちゃいけないなという、この運営方式もですね、場合によっては、一部事務組合形式なんていうこともあるのかなというふうに私、最近考えております。

これも前から時たまお話ししておりますけれども、今うちの町で、福祉医療の関係でアドバイザーということで高野先生という方にずっとお願いをして、いろいろアドバイスをいただいておりますけれども、ここで先生にちょっと御提言をいただいたのは、もちろん本別のこともあるでしょうと、しかし足寄には、これおかげさまで本当に地域医療で貢献していただいております我妻病院さんもありますし、それから今でいけばクリニックの新藤先生のとこもあると、ですからこら辺も含めてトータル的に足寄の地域の医療、もっと言えば福祉にもつながってくるというふうに思いますけれども、こら辺のことをやっぱり本当に真剣に議論する、検討する必要があるんでないかという、こんな実は先日アドバイスもいただいたところでございます。

これから我妻病院さん、池田理事長先生も含めて、あるいは場合によっては本別の方も含めて、そんな議論を私は率直に開始をしていきたいな、こんな思いもあるということもちょっと申し添えまして、現状の報告と答弁ということでさせていただきます。

以上でございます。

委員長（谷口二郎君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） 一応今の19節予算をめぐって、今度公営企業の各論に入っておりますと、当補正予算の質疑の逸脱につながりますんで、この質疑は、その補正予算が出た時点で、また質疑をすることが適切だと考えますんで、この程度に押しとどめたいと存じます。ありがとうございました。

以上、終わります。

委員長（谷口二郎君） ほか、ありますか。

9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） また時間外、夜間のことについてなんですけれども、私もたまにコンビニに買い物に行くときにこの役場の前を通るとき、本当に10時過ぎているのにいつも電気がついている、電気が消えているときに一度もない、私が通ったときにたまたまそうやってついているのかな、でも、一体何やってるんだらうと気になっていたけれども、中まで見に行くというそういう気力まではなかった。

でも、きのうはあれだけ議員の人たち問題にしてたのに、あんなにこれを何とかしようという話をしていたにもかかわらず、10時過ぎてもやはりあかあかと電気がついているの。もうこっちは何やってるんだらうと、あんなに問題になっていたのに、それにもめげずにもものともせず残業をやっている、一体そういう人たちはどんな人たちで、どんなことをやっているんだらう、そう思って私も本当にね、見たくて見たくてしょうがないというか、とうとう見に来たんですよ。

そしたら何をしていたかといったら、総務課、とりあえず181万6,000円の高額時間外手当をもらっているその課の人たちが地図をつくっていたんですよ、緑色の航空写真の小さい地図、細かい地図をつなげていた。聞くと、行方不明者の人が出て、その人を検索するためにそうやって地図をつくっていると。

でも私、あれ待てよって、もし私だったら、検索しに行くんだから、検索する人それぞれの持つ小さい地図、あんたは西町何丁目、あんたは南何条というふうに、そういうふうにそれぞれ検索する人たちが出る細かい地図は必要かもしれないけれども、ああやって全体の地図、緑色で何の地番も名前も入っていない、屋根が写っている航空写真を一体何に使っていたんだらうって、どういうことに使ったんだらう。

一般的に考えて私はそういうのは使わないから、本当にこの時間外手当、まもりに使っ



ていていいのかということの判断材料にもしたいので、あの緑色の地図、細かい地図をずっとつなげて大きくしているのは一体何に使うのか、説明願えたらありがたいんですけど。

委員長（谷口二郎君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

検索をするために必要な図面でありますから、その準備をさせていたということでございます。

以上でございます。

委員長（谷口二郎君） 9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） 検索をするために必要な図面というのは、町内の全体地図なんか、私も持っているけれども、何なら貸してあげますよ。それだったら名前も載ってるし川も載ってるし、どこへ行ったらいいのかというのがすぐわかるし、わざわざあの緑色の地番も入っていない、名前も入っていないような大きな地図をつくる必要はないと思う。地図必要なのは検索する人が持つ地図。あの大きな地図はどのように使うのか、それを知りたいのでそこを説明願いたい。検索するためにただ必要だと言われても、こちらは納得できない。

委員長（谷口二郎君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） 矢野議員さんは納得できないかもしれませんが、少なくともこの間の経験則含めて、少なくとも広い地域、どこにいるかわからないわけですから、それは順番につぶしていく以外にないわけであります。

これは人手しかないわけですから、そのところを重複しないように効率的に検索をするための一つの道具といいますか、そのための作業をしていたということですから、仮に矢野先生がそれが不必要というんなら、それは見解の相違でございますから、それはもうお答えのしようがございません。

以上でございます。

委員長（谷口二郎君） 9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） 見解の相違だったって、何に使うかと聞いてるだけで、そして行方不明者の捜索というのに対して、今まで行方不明者初めてでしたっけ。何人もいたはずだし、そのときそのたびにあの地図をくっていたわけですか。

地図というのは、普通は一度つくればいいというか、それを見ながらやっていくべきだと私も考えているんですけど、そしたらまた捜索者が出るたびに、またあの緑色の地図をああやって時間をかけてつなげていくということを、一度つくればいいのであって、それをもとにして今後やっていってほしいなと私は考えるんですけども。

委員長（谷口二郎君） 副町長、答弁。

副町長（田中幸壽君） ただいま町長から申し上げましたように、捜索に必要な書類だということではあるわけですが、それで御納得いただけないので、若干具体的にお話ししますけれども、そういった捜索用の地図というのは、それぞれ大きなのがあって、それぞれ何十名という捜査要員に対しては個別にまた小さい地図を配って、それで最終的には、その結果報告でその地図というのは全部塗りつぶしていくわけなんですよ。

ですから、じゃあその地図をまた次の時点で使えるとか、今回の場合に限ってはそういうことなんであって、それは私どもが責任を持って、町民の人命救助のために一番いい方法を選択をしてやっているつもりであります。そういった部分では執行権の問題でありますから、そういった部分で、町長が申し上げましたように議員との見解の相違ということで、意見の一致しない分はやむを得ないかというふうに思います。

委員長（谷口二郎君） まだ矢野さん、理解できませんか。じゃあ最後の質疑にしてください。

9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） じゃあ、最後の質疑にします。今までで町長の答弁と現場の答弁と違うんですね。私がきのう聞いたのは、今までつくった地図は塗りつぶしたりして使えなかったんだって、今回はこれをつくっているのは、今度は、そういうふうに塗りつぶさなくてもいいように、何回も使えるようにこれをつくっている、そういう答弁だった。答弁というか、そういう説明だった。

ところが今町長は、これからも何回も同じものをつくる。全然違うじゃないですか、現場の人の言ってることと。そこら辺ちゃんと意思の疎通ができて、きちんと管理が徹底していて役場の行政がなっているのか、ちょっとそこそこをお伺いします、どうなっているのか。

委員長（谷口二郎君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

行方不明の方が出たときには、その状況、例えば今回の場合につきましては、夜中の9時にいなくなったということでありますから、まずは市街地周辺、河川、それから近場の林のあるところということでオルソー画像を使ったということでございます。

例えば、同じ行方不明者でも、例えば車が山林のどこかで見つかったということであれば、当然今回のオルソー画像、さらには林班図等々、その状況に合わせて必要な地図等々を搜索をするための必要なものはそろえるということでございますから、一律にこれで全部いくなんていうことにはならないんですよ。

ただ、一つのほぼ共通するであろうと思うのは、先ほど私が答弁したとおり、きのうも一生懸命つくらせておりましたオルソー画像は、これはもう全地区のやつがありますから、それをもとに、さらに必要な場合については林班図ですとか、そういう細かな地図も用意をするということでございますから、ぜひそこら辺については御理解をいただきたい

ですし、まさしくそこは信頼をしていただいて、そんなの理解できないなんていうことじゃなくて、ぜひ信頼をしていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

委員長（谷口二郎君） 矢野さん、いいですね。これは人命救助第一でやる手法ですから、これを理解してもらわないとだめですね。

それじゃあ、9番議員の質疑はこれで終わります。

ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（谷口二郎君） 質疑なしと認めます。

それでは、17ページに戻ります。第2表繰越明許費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（谷口二郎君） 続いて、第3表債務負担行為補正、追加1件。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（谷口二郎君） 第4表地方債補正、変更4件。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（谷口二郎君） 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） やはりこの時間外手当、時間外に行方不明の人を探していたというんだったら私も理解できるけれども、そうではなくてただ地図をつくるため、やはり細かいことを一つとっても、納得のいくような時間外手当の使い方をしてない。

どんなに文句つけても、結局は議会で全員賛成していきだろうから、時間外どんな金額出しても許されるんだと、そういうふうに思われても困る。そういうことから、私も1人でもいいからこのことについて反対いたします。

委員長（谷口二郎君） ほか、討論。

8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） 私は、本定例会に補正総額2億9,549万円の補正予算審議に当たって、賛成討論の論旨を述べるものでございます。

種々、私の総括質疑等につきまして、9番議員申し上げた時間外手当等の関係、これは当初予算の6,300万、今回1,140万の補正ということですが、これは極めて予算措置上も不適切だという思いはいたしておりますし、私自身も当然修正予算を、私なりの試算に基づきましてね、現計予算1,700万強ぐらいまだありますんで、残り4ヵ月ということで、12月の21日支給の11月分をカウントしても、現計予算からかんがみて、今回の補正予算措置額だけは私は必要ないだろうという判断に立っているという議論をさせていただきました。

ただ、答弁の中で、答弁の中で、当然予算措置のあるべきものは全部執行するという考えではなくて、議会の論議を踏まえて執行するというこの意思表示されたこともあり、一番憂慮する点は、181万のナンバーワンの時間外を出した支給額そのことよりも、当然職員の健康管理、今の週休2日制と祝祭日を考えますとね、単純に計算しても、相当なやっぱり労働過重になってるだろうと。

したがって、私はやっぱり予算質疑の際にも、その時間外命令をする職員、上席の顔が見たいという議論をさせていただきましたけども、私はやっぱりむしろお金よりやっぱり命ですよ、大切なのは。そういう点も踏まえて私は今後の執行に厳しく臨んでいただきたい。

それは従来から見ますれば、時間外総額が1億以上あったころはずっと常時でしたのでね、そういうことから見れば、相当の大きな額ではございませんけども、額が減ってることは事実でありますけども、さりとて、今の民間経済の今回の世界的な経済危機の中で、不定期雇用者の問題とか、あるいは自動車、

キャノン、ソニーとかね、そういうやっぱり一連のそういう臨時雇用の首切りも、あるいは新卒の内定取り消しと、非常に厳しい状況下にあるのに、足寄町だけ例外で、非常に潤沢な財政運営をしかれてるなんて到底思えないわけですので、身近でも我が町においてもやっぱり民間経済も厳しく、やっぱり一定の2次産業等にも事業量の問題も含めて非常に厳しい、そういうことを肌で受けとめながら、我々議員としてもきちっと真摯にやっぱり一定の公職を責務を全うしたいと、このように考えております。

したがって、もちろん理事者についても、専らそれを職となして職を得ているわけですからね、なおさらのやっぱり一定の研さんと御努力をいただかなきゃならんと思います。

ただ私、一般の町民の納税者に対して、時間外のこの数字だけがひとり歩きされて、中身の議論が全くいかないということであれば、これもまた審議をする立場からも遺憾なことだと思っておりますので、そういう意味も含めてめり張りつけたやっぱり議論、そしてめり張りつけた執行、そういう意味で私は申し上げている。そういうことを賛成の論旨として、私は本補正予算に賛意を表し賛成するものでございます。

以上で、賛成討論を終わります。

委員長（谷口二郎君） ほか、賛成討論ありますか。

11番 後藤次雄君。

11番（後藤次雄君） 今、時間外の関係については、8番議員の高橋さんから本当に貴重な意見もいただいて、私もそのとおりだと思ってますし、そういう立場で賛成をしたいと思ってます。

また、今回補正予算に当たって、特に銀河線の事業の入札制度について9番議員から、銀河線のケーブルの入札の関係で何か独占企業にやらせてるという、何か不正をやらせてるような意見が毎回出てくるんですね。

これは私は、やっぱり臨時会であろうと本会議であろうとね、やっぱり賛成多数で決

まったわけですから、まして、何か私が聞いてると、入札もしないで独占企業にやったというような言い方が再三されるんですよ。そうすると我々せっかくいろんな議論をして賛成多数になったことを、何回も何回も盛り返してくるけど、これで私いいのかと思うんですね。

そして今回のこの銀河線の関係も、確かに地元の業者にやると、それは9番議員の言うとおりなんです。だから行政も分けて入札、指名制度、本当は一般入札がこれは国の原則ですからね、そういう指導もされてると思います。そこをやっぱり考えて指名競争にして多くの業者、やっぱり地元の業者を育成するという、守るということやってるわけですから、そこをちょっと何かはき違えてるんじゃないかと私思うんですね。

だから、今回は時間外のこともそうですが、このことも含めて行政なりにいろんな議論の中で町長初め御回答、御答弁いただいているわけですから、ぜひそのことをきちっと再度受けとめてもらって、それとあわせて、時間外の関係については、町長、副町長ばかりでなくて課長さん方も、今回いろんな意見が出ましたから、恐らく今後そういうことやっていくと思いますし、まして、きのうの時間外の話も出ましたけれども、これはもう人命救助が優先ということで、これは私は本当に仕方ないことだと思うんですね、どんなことあったって。だからそういうことも含めて私は今回の予算については賛成をいたします。

以上です。

委員長（谷口二郎君） ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（谷口二郎君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、議案第98号平成20年度足寄町一般会計補正予算（第9号）の件を採決をいたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成

の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

委員長（谷口二郎君） 賛成多数。

したがって、議案第98号平成20年度足寄町一般会計補正予算（第9号）の件は、原案のとおり可決をされました。

15分間休憩をいたします。

午前10時59分 休憩

午前11時14分 再開

委員長（谷口二郎君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

議案第99号

委員長（谷口二郎君） これより、議案第99号平成20年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

これから、質疑に入ります。46ページから48ページまで、歳出一括で行います。質疑を受けます。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（谷口二郎君） なければ、次に歳入に入ります。45ページから46ページまで一括、歳入は一括で行います。質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（谷口二郎君） 総括はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（谷口二郎君） それでは、以上で、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（谷口二郎君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第99号平成20年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決をいたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

委員長（谷口二郎君） 全員の起立です。

したがって、議案第99号平成20年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり可決されました。

#### 議案第100号

委員長（谷口二郎君） 続いて、議案第100号平成20年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

これから、質疑に入ります。50ページ～51ページ、歳入歳出一括で行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（谷口二郎君） 質疑なしと認めます。

総括はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（谷口二郎君） 以上で、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（谷口二郎君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、議案第100号平成20年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決をいたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

委員長（谷口二郎君） 全員の起立です。

したがって、議案第100号平成20年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり可決されました。

#### 議案第101号

委員長（谷口二郎君） これより、議案第101号平成20年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたしま

す

これより、質疑に入ります。56～57ページ、歳出一括で行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（谷口二郎君） それでは、54ページ～55ページ、歳入一括で行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（谷口二郎君） 総括。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（谷口二郎君） 以上で、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（谷口二郎君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、議案第101号平成20年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を採決をいたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

委員長（谷口二郎君） 全員の起立です。

したがって、議案第101号平成20年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

#### 議案第102号

委員長（谷口二郎君） 58ページ、議案第102号平成20年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

これより、質疑に入ります。歳出から行います。61ページ、質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（谷口二郎君） それでは、歳入に入ります。60ページ、歳入一括で行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（谷口二郎君） 総括。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(谷口二郎君) それでは59ページ、第2表地方債補正、追加1件。

8番 高橋幸雄君。

8番(高橋幸雄君) ただいま議題となっております第2表の地方債補正、このメニューの内容等について、追加の関係ですよね。これ変更かけているわけですから、この貸付金額無利子で限度額1,580万と、今回はそういう予算所要額なんだろうけども、これ制度的にね、制度的にどういうものなのか。

例えば、今回の補正予算措置額はこの額ですけども、制度的にどういうことなのか、その辺だけちょっとお示しをいただきたいと存じます。

委員長(谷口二郎君) 総務課長、答弁。

総務課長(大塚博正君) お答え申し上げます。

第2表の地方道路整備の臨時貸付金の関係でございますが、今年度新たに制度が創設されまして、道路事業の国の財政上の特別措置に関する法律の改正ということで、地方道路の臨時交付金事業でやっているものについての町の一般財源部分の負担について、貸付金を無利子で行うという制度が新たに生まれて、償還は20年以内で据え置き5年ということで、新たに国として、国の予算規模でございますけれども、5,000億円規模ということで新たに道路事業の財源として生まれた制度でございます。

これを活用いたしまして、今般、区画整理事業の方の道路整備事業で、一般財源部分の無利子貸し付けを受けるということにいたしました。

委員長(谷口二郎君) 8番 高橋幸雄君。

8番(高橋幸雄君) 私も経験のない制度なものですから、そうすると今後この制度、20年、5年据え置きというのは普通の一般の償還、長期償還の場合と同じ条件ですね。ただ、また無利子ですよね。

その辺になりますれば、起債とのいろいろな絡みの中、今回、辺地債あたりも、辺地債は当然充当事業というのにも限られてますよね、減額になってるからどこかへ使えないのかなと言ってみても、この時点ではそういうことにもまいりませんが、これはまた無利子ですから、そうすると政府規模は5,000億でしょうけども、公共団体の貸し付けできる限度額なんていうのは、全く政府の予算全体、国の全体予算の中でということが基本となるんでしょうけども、まず原則としては、1公共団体の貸付限度額なんていうことは全くないわけですか。

政府の限度額予算規模は5,000億だからわかりますけども、全国的にやる場合、各公共団体に一定の中での額は当然決まっていますまいりませうけども、原則的には予算の許す限りですけども、1公共団体としての借入限度額というのは全くないのかと、その辺についてちょっとお示しをいただきたいと思えます。

委員長(谷口二郎君) 総務課長、答弁。

総務課長(大塚博正君) 私どもの今の情報入手の段階では、その団体的な割り振りといえますか、枠といえますか、そういったものについては情報的には入手してございませんけれども、今年度該当する区画整理事業の中での臨時交付金の該当事業ということで手を挙げて、認めていただけということになりましたので、この種の事業が全道または十勝管内、おしなべてこれに該当する事業があるかどうかというの、総枠、来年度もまたヒアリングあるかと思えますけれども、そういった枠の中で恐らく出てくるのではなかろうかとは思いますが、国が予算規模の中での一応大枠がありますから、その範囲内でのうちの事業としても、これから可能なものについては手を挙げていけばなるのかどうかと、制限があるのかというのは、これからの予算の中でなろうかと思えますので、実態としては、私ども端的に言えば、枠的にはまだつかみ切れてないというのが実態でござい

ます。

委員長（谷口二郎君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） もしこれが枠との関係の中であれですね、償還の方法の摘要欄を熟読いたしますとね、意外とそのものについても、メニューそのものが弾力的にあるのかなと、こういう思いもするものですから、これはさらにやっぱり調査・研究すると同時に、やっぱり一定有利な財政運営をできるという観点から大事なのかなと思います。

それと同時に、これはどうなんですか、国が示す地方財政計画の中の財政支出、例えば資金運用部の関係もあり、地方財政計画の一定の規模交付税されたら資金運用しますね、この範疇全く外で国がこの種のものについて政策的にやってるのか、国が示す地方の財政計画の範疇内の資金運用なのか、この辺はどうなんですか。この原資たるものが、5,000億というのが。

委員長（谷口二郎君） 建設課参事、答弁。

建設課参事（松永 恒君） 若干、補足説明を兼ねて答弁させていただきたいと思えますけれども、地方道路整備臨時貸付金、この制度は、もともと生まれはNTTの売却益、株の売却益からスタートしてまして、昨年度までは土地区画整理組合に対する無利子貸付金という制度がございました。

国の施策が新市街地型の住宅地開発、区画整理から旧市街地といえますか、中心市街地の基盤整備に施策が転換されて、組合に対する貸付枠というのがどんどん減ってまいりました。

その結果、ちょっと平たく申し上げますと、資金のだぶつき等がございまして、この無利子で貸し付ける対象を地方公共団体までに拡大したという経緯がございまして。

したがって、国の施策と密接な関連のある無利子貸付金でございまして、償還についてもここに書いておられるとございまして

し、今後の推移ということについては、国土交通省の方も、この既得圏域と申しますか、非常に言葉はよろしくないかもしれませんが、その貸付枠というか、予算枠を確保するために制度改善を行ってきまして、全国的にはこの制度を拡大していきたいという意向がございまして。

ですので、今のところ地方の財政状況に応じての制限を図るとか、そういうことではなくて、必要な道路整備にかかるところについては積極的に貸し付けを行ってきたいというのが国土交通省の方針でございまして。

ですから、本足寄町におきましても、対象となる道路があれば、積極的にこの制度を活用して整備を行っていくことについては、見通しとしては明るいのかなというふうに思っているところでございまして。

以上でございまして。

委員長（谷口二郎君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） そうすると松永さんに再度お尋ねしますけども、今、我が町でやった臨時地方道整備事業債でございますでしょう、問題は、その道路整備事業に財源はわかりましたし、その事業実態の該当事業わかりました。

そういうことになると、現在の林道債事業の関係のね、新規なものではだめなのか、新規のもの、既存のものも林道債でよく我が町、松永参事も御案内のとおり承知してますよね。その辺はやっぱり該当、あくまでも今の答弁の趣旨からいきますと新規のものでなきゃだめなのか、その辺の関連。

そうすると、例えば林道債事業あたりが今の状況になりますればね、昔は、私が議員になったころは林道債事業、病院の事務長承知されてると思うけど、地方交付税算入措置、私、ゼロというふうに認識しておったんですね。以前はそのように認識しておった。

最近、地方交付税措置の財政の経過見ますと、林道債事業も30%ぐらいでしたかな、交付税措置になってるんですね。従来の私の

持つてゐる認識とちょっと違うふうになつてゐると、最近とは。

いつからなつたのか、私もちょっとその辺つまびらかに承知してないんですけどね、いづれにしても、従来はまるっきり措置ないように私は記憶だったし、現状の中でも、あくまでも起債というのは当然措置あった、これは完全にゼロですから、無利子もかかつてますんで非常に有利だなと、その辺は弾力的に運用できないのかなという思いはするんです。それは無理なんですか。

委員長（谷口二郎君） 建設課参事、答弁。

建設課参事（松永 恒君） 林道債事業との関連で申し上げますと、高橋議員の御質問は、一般の直買事業である道路に適用できないのかというふうに私の方で今解釈したところでございますけれども、この貸付金の先ほど申しあげましたように生まれてきた性格から申し上げますと、土地区画整理事業区域内、ですから土地区画整理事業の行う、地方公共団体が行う道路ということでございます、いわゆる一般的な地方道路、町道整備に当たって直買で行っていく事業に対して、この地方道路整備臨時貸付金を適用するという制度にはなっておりません。

以上です。

委員長（谷口二郎君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） そうすると、今土地区画整理のエリアございますね、御案内のとおりエリア。現状の総合計画の中でいく分と、それから今後まだ残る分、例えば西町も10ヘクタールあつても、まるっきりそういう状況に全く無計画、プランニングありませんのでね、それからあと北区の方もありますよね。

だから、今の答弁によると、そういう種の事業であれば当然該当になるよと、区画整理事業を進める場合については該当になるよということでしょう。プランニングすれば可能だというわけですから。しかしながら、既存

のただそういうことでなかったらだめだよと。

私はただ頭の中に、NTT株の売却なんていうのは、こういう公の席で表現は適切でないんですけど、テレビのコメンテーター的に言わせていただければ、道路族がいてね、国交省の予算決めにいって償却後のね、そんな形の中で我が手にあれして動かせるような手持ちのお金と申しましょうか、権限と申しましょうか、それがついて回つてゐるのかなというそういう認識論からいけば、どれでもいいのかなという感じを、そうすると我が町の林道債事業あつた該当事業をこういう形でいけますればね、長期的には利息負担の、もちろん償還は伴いますけど、利息負担のないものになるのかなと。

もちろん交付税措置が90%か85%、そんなのはだれが考えたって、片一方全額お支払いするわけですから、どちらが有為になるかは当然検討の価値は、値はしなきゃならんと思ひますけどね、そういうことは可能だという認識でよろしいんですよ。

委員長（谷口二郎君） 建設課参事、答弁。

建設課参事（松永 恒君） 確かに、足寄町内西町の方においては市街地の整備といひますか、そういった社会資本整備がおくつてゐるようには私も見受けておりますけれども、そういったところで面的整備事業、いわゆる区画整理事業なんですけれども、これを行つていく場合は、当然この貸し付け対象となる道路については生まれてくるというふうに理解しております。

というのは、先ほど申しあげましたように、国の施策といたしましては中心市街地の整備ということで、その整備手法を、面的整備を行う最も有効な手法としての区画整理ですね、区画整理事業を積極的に進めてゐるという観点からも、再開発事業が行われたときどうなのかとか、そこのところはまだ私は、この貸付金制度がどのように発展していくのかについては全く見えませんけれども、とりあえず



土地区画整理事業を行う場合においてについては対象になりますので、その点、高橋議員がもしあれですね、面的事業を御推進いただけるのであれば、ぜひそういう事業地区も立ち上がった中で、これを一つの財源として活用することについて御提案いただければ、非常に私としてもありがたいなというふうに思っている次第でございます。

以上です。

委員長（谷口二郎君） ほか、ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（谷口二郎君） それでは、以上で、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） 土地区画整理事業については、本当に町が衰退していつてしまう、そしてまた直接施行になるならないで問題になっていた商店、衣料品店ももう閉店してしまったと。やはりこの事業を続けるに当たっては、町内が本当に閉塞してしまうなど。

でも、今回上がってきた予算は、Aコープの前の道路を舗装するものなんだから、そしてたら本当にあそこは早急に舗装してもらわなければ町民も困ることだし、この予算について賛成いたします。

委員長（谷口二郎君） そのほか討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（谷口二郎君） 討論なしと。以上で、討論を終わります。

これより、議案第102号平成20年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）の件を採決をいたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

委員長（谷口二郎君） 全員の起立です。

したがって、議案第102号平成20年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）の件は、原案のとおり可決されました。

#### 議案第103号

委員長（谷口二郎君） 続けます。議案第103号平成20年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

これから、質疑を行います。64ページ～65ページ、歳出一括で行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（谷口二郎君） 続いて、63ページ～64ページ、歳入一括で行います。質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（谷口二郎君） 総括、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（谷口二郎君） 以上で、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（谷口二郎君） 討論なしと認めます。以上で、討論を終わります。

これから、議案第103号平成20年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決をいたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

委員長（谷口二郎君） 全員の起立です。

したがって、議案第103号平成20年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

#### 議案第104号

委員長（谷口二郎君） 続いて、議案第1

04号平成20年度足寄町上水道事業会計補正予算(第4号)の件を議題といたします。

これより、質疑を行います。68ページの収益的収入及び支出一括で行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(谷口二郎君) 同じく同ページで資本的収入及び支出一括で行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(谷口二郎君) 66ページの第4条、質疑を受けます。

委員長(谷口二郎君) 総括。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(谷口二郎君) 以上で、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(谷口二郎君) 討論なしと認めます。以上で、討論を終わります。

これから、議案第104号平成20年度足寄町上水道事業会計補正予算(第4号)の件を採決をいたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

委員長(谷口二郎君) 全員の起立です。

したがって、議案第104号平成20年度足寄町上水道事業会計補正予算(第4号)の件は、原案のとおり可決されました。

#### 議案第105号

委員長(谷口二郎君) 続けます。議案第105号平成20年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。

これから、質疑を行います。71ページ~72ページ、収益的収入及び支出一括で行います。質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(谷口二郎君) 続いて69ペー

ジ、第3条、第4条、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(谷口二郎君) 総括。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(谷口二郎君) 以上で、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(谷口二郎君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、議案第105号平成20年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算(第3号)の件を採決をいたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

委員長(谷口二郎君) 全員の起立です。

したがって、議案第105号平成20年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算(第3号)の件は、原案のとおり可決をされました。

#### 閉会宣告

委員長(谷口二郎君) これで、本委員会に付託されました案件の審議はすべて終了いたしましたので、これをもって閉会といたします。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長(谷口二郎君) 異議なしと認め、本委員会を閉会をいたします。

なお、委員会審査報告の作成につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長(谷口二郎君) 異議なしと認め、正副委員長により作成をいたします。

これもちまして、予算審査特別委員会を閉会をいたします。

午前11時41分 閉会

平成20年第4回足寄町議会定例会  
予算審査特別委員会会議録

上記のてん末を記載し、その相違なきことを認めここに署名する。

委 員 長

